

## 大阪府農薬管理指導士設置事業者の証に関する実施要領

### (目的)

第1 農薬の適正な取扱に取り組むため大阪府農薬管理指導士を設置する事業者に対し、その旨を標示するための証を知事が貸与することで、事業者の意識向上及び体制整備を促すことにより、もって農薬の使用にかかる的確な指導・助言、また農薬の安全適正使用を推進する。

### (事業者等)

第2 構成員に大阪府農薬管理指導士を有し、農薬取締法第2条に基づく登録を受けた農薬（以下「農薬」という。）を構成員が使用する事業者もしくは農薬を使用する農業者等を指導する事業者（以下「事業者」という。）を対象とする。

- 2 事業者は原則として法人格を有する単位とする。
- 3 過去1年以内に構成員が農薬取締法もしくは関連法令に基づき行政から文書による指導を受けた事業者は対象とならない。
- 4 証の貸与の対象となる事業所の所在地は大阪府内に限る。

### (設置事業者の証)

第3 大阪府農薬管理指導士設置事業者の証（以下「証」という。）の形状は別紙1のとおりとする。

- 2 証は知事が作成し申請する事業者に貸与する。
- 3 事業者は、貸与された証を破損しないよう丁寧に扱うものとする。
- 4 貸与を受けた事業者の構成員が農薬取締法に違反し文書による指導を受けた場合、又は事業者が設置した農薬管理指導士が農業者等を指導したにも関わらず農薬取締法違反が発生し文書による指導を受けた場合、若しくは事業者が本要領に基づく知事の指導に従わない場合には、貸与した証の返納を命じることができる。
- 5 前項により証を返納した事業者は1年間、証の貸与を受けることができない。

### (申請)

第4 証の貸与を希望する事業者は様式1により知事に申請する。

- 2 知事は様式2により証を事業者に貸与する。

### (返納)

第5 事業者が組織を解散した場合又は農薬管理指導士の設置を中止した場合は、様式3とあわせて証を知事に返納しなければならない。

### (標示の中止)

第6 証を貸与した事業所において、農薬管理指導士が一時的に設置されない状態となった場合、そ

の旨を様式4により知事に届けるとともに、事業者は証の標示を中止しなければならない。

(事項の変更)

第7 第4により申請した事項に変更があった場合、事業者はすみやかに様式5により知事に届出を行わなければならない。

(証の破損・紛失)

第8 事業者が証を破損した場合は様式6により、証を紛失した場合は様式7により知事に届出を行わなければならない。

2 前項による届出を受理した場合、知事は事実関係を確認し、第10の禁止事項に当たる行為がないと判断した場合は、新たな証を貸与することができる。

(調査及び指導)

第9 知事は事業者に対し農薬管理指導士の活動状況について調査を行うことができる。

2 知事は事業者が設置した農薬管理指導士が適正な活動を行っていないと判断した場合、農薬管理指導士又は事業者に対して必要な指導を行う。

(禁止事項)

第10 証について以下の行為を禁止する。

- (1) 複製すること。
- (2) 第三者に転売または譲渡すること。
- (3) 申請事業所と違う場所に標示すること。
- (4) 故意に破損すること。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は平成25年1月18日から施行する。

(様式1)

年 月 日

大阪府知事 様

住所  
事業者名称

農薬管理指導士設置事業者の証の貸与の申請について

農薬管理指導士設置事業者の証の貸与について別紙のとおり申請します。

農薬管理指導士設置事業者の証 貸与申請書

【申請事業者】

事業者名称 (組織の名前)	
事業者住所	〒 - 住所 連絡先電話 ( ) -
設置事業所名称 (証を掲げる店舗等の名前)	
設置事業所住所	〒 - 住所 連絡先電話 ( ) -
担当者名	
連絡先	F A X : Eメール :
事業区分詳細	<input type="checkbox"/> 農業生産出荷団体 <input type="checkbox"/> 農産物直売所 <input type="checkbox"/> 青果流通業 <input type="checkbox"/> 農薬販売業 <input type="checkbox"/> 防除業 <input type="checkbox"/> ゴルフ場 <input type="checkbox"/> 行政機関等 <input type="checkbox"/> その他 ( )

【農薬管理指導士】

氏名 (自署または押印)	印
認定番号	
認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
緊急連絡先	
情報提供Eメール	<input type="checkbox"/> 要:送付先 ( ) <input type="checkbox"/> 不要

※同一事業所に複数の農薬管理指導士を設置している場合は欄を追加すること。

※緊急連絡先は大阪府において農薬危機対応の連絡に使用するものとします。

(様式2)

文書 番号  
年 月 日

住所  
事業者名称

大阪府知事 ○○ ○○

農薬管理指導士設置事業者の証について

農薬管理指導士設置事業者の証について下記のとおり貸与します。

記

管理番号：  
事業所名称：  
事業所住所：

(様式3)

年 月 日

大阪府知事 様

住所  
事業者名称

農薬管理指導士設置事業者の証の返納について

下記事業所に貸与された農薬管理指導士設置事業者の証について別添のとおり返納します。

記

管理番号：  
事業所名称：  
事業所住所：  
返納の理由：

(様式4)

年 月 日

大阪府知事 様

住所  
事業者名称

農薬管理指導士設置事業者の証の標示の中止について

下記事業所に貸与された農薬管理指導士設置事業者の証について農薬管理指導士が一時的に設置できなくなったことから、標示の中止を行います。なお、次回の農薬管理指導士養成研修において新たな農薬管理指導士を養成し設置した時点で変更届により報告します。

記

管理番号：  
事業所名称：  
事業所住所：

(様式5)

年 月 日

大阪府知事 様

住所  
事業者名称

農薬管理指導士設置事業者の証の申請事項の変更について

下記事業所に貸与された農薬管理指導士設置事業者の証について申請事項の変更がありましたので届出します。

記

管理番号：  
事業所名称：  
事業所住所：  
変更事項：別紙新旧対照表のとおり

※様式1別紙に準じて新旧対照表を添付すること。

(様式6)

年 月 日

大阪府知事 様

住所  
事業者名称

農薬管理指導士設置事業者の証の破損について

下記事業所に貸与された農薬管理指導士設置事業者の証が破損しましたので、別添のとおり返納します。つきましては、大阪府農薬管理指導士設置事業者の証に関する実施要領第7の2により再交付をお願いします。

記

管理番号：  
事業所名称：  
事業所住所：  
破損年月日：  
破損の理由：

(様式7)

年 月 日

大阪府知事 様

住所  
事業者名称

農薬管理指導士設置事業者の証の紛失について

下記事業所に貸与された農薬管理指導士設置事業者の証を紛失しましたので届出  
します。つきましては、大阪府農薬管理指導士設置事業者の証に関する実施要領第7  
の2により再交付をお願いします。

記

管理番号：  
事業所名称：  
事業所住所：  
紛失年月日：  
紛失の理由：